

別 記 様 式

品種登録出願の受理について

農林水産植物の種類

出願品種の名称

上記の品種の品種登録出願を受理しましたので
お知らせします。

1. 品種登録出願の番号
第 号

2. 品種登録出願の年月日
年 月 日

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 種苗室
電話 (代) 03-3502-8111 (内) 4301

別記様式 1

番 号
年 月 日

出願者 殿

農林水産大臣

出願品種の名称の変更について

下記の品種登録出願に係る出願品種の名称は、別紙 1 の理由とおり、種苗法第 4 条第 1 項第 号^{*1}に掲げる品種登録を受けることができない名称に該当しますので、同法第 16 条第 1 項の規定により出願品種の名称の変更を命じます。 年 月 日^{*2}までに（必着）別紙 2 の出願品種の名称変更届出書を提出してください。

出願品種の名称変更が完了するまで、本出願の出願公表はされませんので、いわゆる仮保護を受けることはできません。^{*3}

なお、正当な理由なく、指定した期限までに名称変更届出書が提出されない場合には、種苗法第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、本出願を拒絶する手続をとることとなります。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 出願時の品種名称^{*4}

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号
農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 種苗室 宛

（施行注意）

- 1 ※1 は、種苗法第 4 条第 1 項の該当する号を記載する。
- 2 ※2 は、書面を送付する日（施行日）から 30 日後とする。
- 3 ※3 は、出願公表していない出願に限る。
- 4 ※4 は、出願後に品種名称の変更が行われている場合に限る。

別紙1

名称変更を必要とする出願品種及びその理由

1 品種登録出願の番号

2 出願品種の名称

3 名称変更を必要とする理由

(1) 商標 ○○○ 類 △△△ に「 □□□ 」がある。

(2) ○○○ の既存品種の名称の中に「 △△△ 」がある。

(3) その他

(備考)

「名称変更を必要とする理由」の各号には、出願品種の名称が商標又は既存品種の名称と同一である又は類似している等の具体的理由を記載する。

別紙2

出願品種の名称変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

1 品種登録出願の番号 第 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

4 出願品種の名称

*5 出願時の品種名称

年 月 日付けで品種名称の変更を命じられた上記の品種登録出願の品種名称を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

(変更後の品種名称)

フリガナ													
品種名称													
ローマ字表記													

(備考)

ます目に記入された文字が正式な出願品種の名称となるので、誤記のないように、ます目に上段から左詰めで1文字ずつ記入すること。名称中にスペースを入れる場合に限り、文字と文字の間に空白のます目を設けることができる。仮名文字の場合の拗音(ゃ、ゅ、ょ等)及び促音(っ・っ)は、ます目の左下に記載する。

(施行注意)

* は、出願後に品種名称の変更が行われている場合に限る。

番 号
年 月 日

出願者 殿

農林水産大臣

品種登録出願の補正について

下記の品種登録出願は、種苗法（以下「法」といいます。）及び法に基づく命令で定める方式に違反していますので、法第12条第1項の規定に基づき、別紙の事項について品種登録出願の補正をすることを命じます。

別紙の指示に従って、適切な出願の補正を行ってください。命じた補正が完了するまで本出願の出願公表は行われませんので、いわゆる仮保護を受けることはできません。

また、正当な理由なく、指定した期限内に補正が行われない場合には、法第12条第2項の規定に基づき、本出願を却下します。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

(施行注意)

_____は、出願公表前に補正を命じる場合に限る。

別紙

出願の補正を必要とする事項

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

上記の品種登録出願は、下記の事項について補正が必要ですので、下記の指示に従って、提出期限までに（必着）別紙様式の出願補正書により補正してください。

なお、正当な理由なく、指定した期限までに補正がされない場合には、種苗法（以下「法」といいます。）第12条第2項の規定に基づき、本出願を却下します。

記

- 1 願書又は説明書に必要な次の事項について不記載、記載不備又は未提出であるため、当該事項を記述した補正書を提出してください。

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

書面の種類	補正対象項目	説明内容

- 2 出願に必要な次の書面等が提出されていないため提出してください。

- (1) 代理人の権限を証明する書面（委任状等）（原文及び翻訳文）

提出部数 各1通 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

※ 当該書面に押印がされている場合には、当該押印がされた印鑑の印鑑登録証明書を添付してください。ただし、氏名が自署されている場合を除きます。

- (2) 優先権主張の基礎となる出願があったことを証明する書面（原文及び翻訳文）

提出部数 各1通 提出期限 年 月 日（出願日から3か月後）

- (3) 出願品種の植物体の写真

提出部数 1部 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

(4) 出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面（譲渡証明書等）（原文及び翻訳文）

提出部数 各1通 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

※ 当該書面に押印がされている場合には、当該押印がされた印鑑の印鑑登録証明書を添付してください。ただし、氏名が自署されている場合を除きます。

(5) 出願者が育成者権その他育成者権に関する権利を享有することができることを証明する書面（イから二までのいずれかの書面）

イ 出願者が日本国内に住所又は居所（法人にあつては営業所。以下「住所等」といいます。）を有するとき

出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

ロ 出願者が締約国等（法第10条第1号の締約国等をいいます。）又は同盟国（同条第2号の同盟国をいいます。）の国籍を有するとき、又は当該国に住所等を有するとき

次に掲げる書面のいずれか一

i 出願者が当該国の国籍を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

ii 出願者が当該国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

ハ 出願者の属する国（締約国等及び同盟国を除く。）が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているとき

次に掲げる書面

i 出願者が当該国の国籍を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

ii 当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。）（原文及び翻訳文）

iii 当該国が出願品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面（原文及び翻訳文）

提出部数 各1通 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

二 出願者が日本国以外の法第10条第4号に規定する条約を締結している国に属するとき、又は当該国に住所等を有するとき

次に掲げる書面のいずれか一

- i 出願者が当該国の国籍を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）
 - ii 出願者が当該国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）
- 提出部数 各1通 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

(6) その他（具体的に必要な書面の名称を記載）

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

- 3 出願に必要な出願料が納付されていないため、収入印紙により納付してください。
不足額 円 納付期限 年 月 日（施行日から15日後）

年 月 日

出願補正書

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の品種登録出願を次のとおり補正します。

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 補正命令の年月日 年 月 日
- 6 補正事項
 - (1) 補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）
 - (2) 補正の内容
- 7 添付書類の目録
 - 記載事項の補正をした願書又は説明書
 - 不添付、不提出又は不足の補正に係る書面又は出願品種の植物体の写真

(備考)

- 1 願書又は説明書の記載事項に係る補正にあつては、補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄にその補正対象項目を記載し、補正の内容欄に補正後の願書の記載事項を記載して補正する。記載事項に係る補正事項が多岐にわたる場合にあつては、補正の内容欄に「別添」と記載し、記載事項の補正を行った願書又は説明書を1通添付して補正の内容とすることができる。
- 2 書面又は出願品種の植物体の写真の不添付、不提出又は不足に係る補正にあつては、補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に対象書面名又は物件名を記載し、補正の内容欄に提出する書面の名称又は写真の種類名を記載の上、出願補正書に添付して補正する。
- 3 出願料に係る補正にあつては、「（1）補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）」欄に「出願料 補正額 14,000円」のように出願料に係る補正である旨及び納付する出願料の不足額を記載の上、「（2）補正の内容」欄に必要額の収入印紙を貼付して行う。
- 4 補正事項が2以上ある場合にあつては、補正事項ごとに補正事項欄に（ ）で枝番号を付した上で、それぞれに「（1）補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）」欄及び「（2）補正の内容」欄を設けて補正する。
- 5 「7 添付書類の目録」については、添付書類名の前の□にレを付する。

番 号
年 月 日

出願者 殿

農林水産大臣

品種登録出願の却下について

下記の品種登録出願は、種苗法（以下「法」といいます。）及び法に基づく命令で定める方式に違反したものであり、法第12条第1項の規定に基づき文書（ 年 月 日付け 第 号）をもって命じた出願の補正が、指定した期限までになされなかったため、同条第2項の規定に基づき、却下します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法に基づく取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、取消しの訴えを提起することができません。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

別記様式4

番 号
年 月 日

出願者 殿

農林水産大臣

審査資料の提出について

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

上記の出願品種に係る審査のため、種苗法（以下「法」といいます。）第15条第1項の規定に基づき、資料の提出を命じます。 年 月 日までに（必着）下記の資料を提出してください。

なお、正当な理由がなく、指定した期限までに資料が提出されない場合には、法第17条第1項第2号の規定に基づき、本出願を拒絶する手続きをとることとなります。

記

提出書類の目録

（施行注意）

判定に係る調査の場合は、「出願者」を「請求者」と、「審査資料」を「調査資料」と、「品種登録出願」を「判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」と、「出願品種に係る審査」を「判定に係る調査」と、「本出願」を「本判定請求」とする。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター 殿

知的財産課長

年度の特性審査計画について

このことについて、別紙のとおり、年度の特性審査計画を作成(変更)したので通知します。当該特性審査計画に従い、種苗法第15条の2第1項の規定に基づいて現地調査又は栽培試験を行うため、出願品種ごとに現地調査又は栽培試験の個別の実施方法を策定してください。

(施行注意)

特性審査計画を添付する。

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事 殿

農林水産大臣

栽培試験の実施に関する関係行政機関等への協力依頼に係る同意について

年 月 日付 第 号の通知があった関係行政機関等への協力依頼に係る同意の求めについて、別紙のとおり通知します。栽培試験の実施に関する協力依頼先が適当でないと判断された品種登録出願については、新たな依頼先を選定した上で、改めて同意を求めてください。

(施行注意)

判定に係る調査の場合は、「品種登録出願」を「判定請求」とする。

別記様式7

現 地 調 査 の 実 施 方 法

出願者の氏名又は名称	品種登録出願の番号	農林水産植物の種類	出願品種の名称	調査場所	出願品種及び対照品種の栽培方法			出願者が実施する調査	実施予定時期	職員が現地に赴く回数	備考
					作型及び栽培方法	区の設定及び株数	対照品種				

※ 判定に係る調査の場合は、「出願者の氏名又は名称」、「品種登録出願の番号」の欄に、それぞれ、請求者の氏名又は名称、判定請求の番号を記入し、「出願品種の名称」の欄には、判定対象品種に名称がある場合は当該名称を記入する。

出願者 殿

農林水産大臣

出願品種の栽培試験の実施及び種苗の提出について

貴殿の出願に係る品種について、別記により栽培試験を実施しますのでお知らせします。

また、種苗法第15条第1項の規定により、別記により出願品種の種苗の提出を命じます。提出種苗の形態、数量等は別記に従い、健全かつ無病で成長抑制（わい化）剤等による処理を行っていない種苗を提出してください。正当な理由なく種苗の提出が行われない場合には、種苗法第17条第1項第2号に該当するものとして、本出願を拒絶する手続をとることとなります。

不明な点等ありましたら、以下の担当者まで御連絡ください。

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室

電話 03-3502-8111（代表）

担当

（施行注意）

- 1 判定に係る調査の場合は、「出願者」を「請求者」と、「出願品種」及び「出願に係る品種」を「判定対象品種」と、「本出願」を「本判定請求」とする。
- 2 下線部は、種苗の提出を要する場合に限る。

(別記)

出願者の氏名 又は名称	品種登録 出願の番号	農林水 産植物 の種類	出願品 種の名 称	提出種苗等			栽培試験実施機関 (種苗提出先)			栽培試験 開始時期	代理人の氏 名又は名称	備考
				形態	数量	提出 期限	機 関 名	郵便 番号	住所			

(施行注意)

- 1 種苗の提出を要しない場合には、「提出種苗等」欄は「提出不要」とする。
- 2 判定に係る調査の場合は、「出願者」を「請求者」と、「品種登録出願」を「判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」とする。

出願者 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事

現地調査・栽培試験手数料通知書

貴殿の出願品種について、下記のとおり、調査方法と手数料を通知します。

なお、手数料の納付が行われない場合には、種苗法第15条の4第2項及び第3項の規定により農林水産大臣が手数料の納付命令を行い、正当な理由なく同項の規定による納付命令に従わないときは同法第17条第1項第2号の規定により、農林水産大臣が本出願の拒絶手続をとることとなりますので御了知願います。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 調査方法
- 6 手数料
- 7 納付期限及び納付方法
納付期限：
納付方法：

(施行注意)

- 1 同一の出願者に対して、一定数以上の出願品種について現地調査及び栽培試験手数料を通知する必要がある場合は、別紙を用いて一括で通知することができる。
- 2 判定に係る調査の場合は、「出願者」を「請求者」と、「出願品種」を「判定対象品種」と、「本出願」を「本判定請求」と、「品種登録出願」を「判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」とする。

出願者 殿

農林水産大臣

現地調査・栽培試験に係る手数料の納付について

下記の品種登録出願について、種苗法（以下「法」といいます。）第15条の3第1項に規定する現地調査・栽培試験に係る手数料の全部又は一部が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」といいます。）に納付されていないため、法第15条の4第3項の規定に基づき、手数料を研究機構に納付すべきことを命じます。

なお、正当な理由なく、指定した期限までに手数料が納付されない場合には、法第17条第1項第2号の規定に基づき、本出願を拒絶する手続をとることとなります。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 調査方法
- 6 手数料
- 7 納付期限及び納付方法
納付期限：
納付方法：

（施行注意）

- 1 同一の出願者に対して、一定数以上の出願品種について現地調査及び栽培試験手数料を通知する必要がある場合は、別紙を用いて一括で通知することができる。
- 2 判定に係る調査の場合は、「出願者」を「請求者」と、「品種登録出願」を「判定請求」と、「本出願」を「本判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」とする。

別紙

現地調査・栽培試験手数料の納付命令に係る品種登録出願

<u>品種登録 出願の番号</u>	<u>品種登録出願 の年月日</u>	農林水産 植物の種類	<u>出願品種の 名称</u>	研究機構に 納付すべき 手数料	納付 期限	納付 方法	備考

(施行注意)

判定に係る調査の場合は、「品種登録出願」を「判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」とする。

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター 殿

農林水産省輸出・国際局知的財産課長

現地調査・栽培試験の実施に係る支障に対する対処方法等について

年 月 日付けで農林水産大臣宛てに通知のあった現地調査・栽培試験の実施に係る支障については、下記のとおり対処方法等を通知します。

記

品種登録出願 の番号	農林水産植物 の種類	出願品種の 名称	出願者の氏名 又は名称	対処方法等

(施行注意)

判定に係る調査の場合は、「品種登録出願」を「判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」と、「出願者」を「判定請求者」とする。

現地調査員^{※1} 殿

農林水産大臣

現地調査員就任依頼書

種苗法第 1 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり、貴殿^{※2}に対し、農林水産省による出願品種の現地調査に係る調査員への就任を依頼します。

記

1 調査対象農林水産植物

2 調査依頼期間 年 月 日 ～
 年 月 日

(施行注意)

- 1 ※1 は、現地調査員の所属機関長宛の場合は、所属機関長名を記載する。
- 2 ※2 は、現地調査員の所属機関長宛の場合は、「貴機関の〇〇殿」と記載する。

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事 殿

農林水産大臣

現地調査の実施に関する関係行政機関等への協力依頼に係る同意について

年 月 日付け 第 号の関係行政機関等への協力依頼に係る同意の求めについて、
別紙のとおり通知します。

なお、現地調査の実施に関する協力依頼先が適当でないと判断された農林水産植物の
種類については、新たな依頼先を選定した上で、改めて同意を求めてください。

別紙

1 現地調査の実施に関する協力依頼に同意する農林水産植物の種類

関係行政機関等名	調査対象農林水産植物

2 現地調査の実施に関する協力依頼先が適切でないと判断された農林水産植物の種類

関係行政機関等名	調査対象農林水産植物	適切でない理由

出願者 殿

農林水産大臣

出願品種の現地調査の実施について

貴殿の出願品種について種苗法第 1 5 条第 2 項又は第 1 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく現地調査を実施しますので、出願品種及び対照品種の栽培等の準備をお願いします。

また、種苗法第 1 5 条第 1 項の規定により、別添の現地調査の実施方法に記載した数量の出願品種の植物体の提出（提出場所は現地調査の実施場所、提出期限は現地調査の実施日とします。）を命じます。

現地調査の実施日については、出願品種の生育状況に基づき決定し、事前に通知します。

なお、正当な理由なく、現地調査を拒んだ場合又は上記の提出命令に従わず当該命令に係る出願品種の植物体を提出しなかった場合には、種苗法第 1 7 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、本出願を拒絶する手続をとることとなります。

不明な点等がありましたら、以下の担当者まで御連絡をお願いします。

〒100-8950

東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室

電話 03-3502-8111（代表）

担当

（施行注意）

- 1 別紙を添付する。
- 2 判定に係る調査の場合は、「出願者」を「請求者」と、「出願品種」及び「出願品種及び対照品種」を「判定対象品種」と、「本出願」を「本判定請求」とする。

現地調査の実施方法

出願者の氏名 又は名称	品種登録出願 の番号	農林水産 植物の種 類	出願品 種の 名称	実施 主体	調 査 場 所	出願品種及び対照品種の 栽培方法*1、2			出願者 が実施 する調 査	実施予 定時期	職員が現 地に赴く 回数	備考
						作型及 び栽培 方法	区の設定 及び 株数	対照 品種				

※1 摘心、薬剤処理等(例:成長抑制剤によるわい化处理)は行わないでください(種類別審査基準に定めがある場合及び知的財産課種苗室長の承諾がある場合を除く。)

※2 正当な理由なく対照品種を適切に準備せず、出願品種との特性の比較ができない場合には、正当な理由なく現地調査を拒んだものとして、種苗法第17条第1項第2号に基づき、本出願を拒絶する手続をとることがあります。

(施行注意)

判定に係る調査の場合は、「出願者」を「請求者」と、「品種登録出願」を「判定請求」と、「出願品種」及び「出願品種及び対照品種」を「判定対象品種」とする。

出願者 殿

農林水産大臣

現地調査手数料通知書

貴殿の出願品種について、下記のとおり、調査方法と手数料を通知します。

なお、手数料の納付が行われない場合には、種苗法第 15 条の 4 第 1 項の規定により手数料の納付命令を行い、正当な理由なく同項の規定による納付命令に従わないときは同法第 17 条第 1 項第 2 号の規定により本出願の拒絶手続をとることとなりますので御了知願います。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 調査方法
- 6 手数料
- 7 納付期限及び納付方法
納付期限：
納付方法：

(施行注意)

- 1 同一の出願者に対して、一定数以上の出願品種について現地調査及び栽培試験手数料を通知する必要がある場合は、別紙を用いて一括で通知することができる。
- 2 判定に係る調査の場合は、「出願者」を「請求者」と、「出願品種」を「判定対象品種」と、「本出願」を「本判定請求」と、「品種登録出願」を「判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」とする。

別紙

現地調査手数料の納付に係る品種登録出願

<u>品種登録出願</u> の番号	<u>品種登録出願</u> の年月日	農林水産植物の種類	<u>出願品種</u> の名称	手数料	納付期限	納付方法	備考

(施行注意)

判定に係る調査の場合は、「品種登録出願」を「判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」とする。

出願者 殿

農林水産大臣

現地調査手数料の納付について

下記の品種登録出願について、種苗法（以下「法」といいます。）第15条の3第1項に規定する現地調査に係る手数料が、納付されていないため、法第15条の4第1項の規定に基づき、手数料を納付することを命じます。別紙の指示に従って、手数料を納付してください。

なお、正当な理由なく、指定した期限までに手数料が納付されない場合には、法第17条第1項第2号の規定に基づき、本出願を拒絶する手続をとることとなります。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 調査方法
- 6 手数料
- 7 納付期限及び納付方法
納付期限：
納付方法：

（施行注意）

- 1 同一の出願者に対して、一定数以上の出願品種について現地調査及び栽培試験手数料 を通知する必要がある場合は、別紙を用いて一括で通知することができる。
- 2 判定に係る調査の場合は、「出願者」を「請求者」と、「品種登録出願」を「判定請求」と、「本出願」を「本判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」とする。

別紙

現地調査手数料の納付命令に係る品種登録出願

<u>品種登録 出願の番号</u>	<u>品種登録出願 の年月日</u>	農林水産 植物の種類	<u>出願品種の 名称</u>	手数料	納付 期限	納付先	備考

(施行注意)

判定に係る調査の場合は、「品種登録出願」を「判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」とする。

出願者 殿

農林水産省輸出・国際局知的財産課長

出願品種の現地調査について

貴殿の出願品種について下記のとおり現地調査を行いますので、御了知ください。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 調査年月（予定）
- 6 調査担当者氏名
- 7 現地調査場所

（施行注意）

判定に係る調査の場合は、「出願者」を「請求者」と、「出願品種」を「判定対象品種」と、「品種登録出願」を「判定請求」と、「本出願」を「本判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」とする。

出願者 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター

出願品種の現地調査の実施について

貴殿の出願品種について、下記のとおり現地調査を行いますので通知します。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 調査年月（予定）
- 6 調査担当者氏名
- 7 現地調査場所

（施行注意）

判定に係る調査の場合は、「出願者」を「請求者」と、「出願品種」を「判定対象品種」と、「品種登録出願」を「判定請求」と、「本出願」を「本判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」とする。

現地調査員^{※1} 殿

農林水産省輸出・国際局知的財産課長

出願品種の現地調査について

このことについて、下記の出願品種の現地調査の実施に関し、貴殿^{※2}に協力を依頼します。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 調査年月（予定）
- 6 調査担当者氏名
- 7 現地調査場所

（施行注意）

- 1 ※1は、現地調査員の所属機関長宛の場合は、所属機関長名を記載する。
- 2 ※2は、現地調査員の所属機関長宛の場合は、「貴機関の〇〇殿」と記載する。
- 3 判定に係る調査の場合は、「出願者」を「請求者」と、「出願品種」を「判定対象品種」と、「品種登録出願」を「判定請求」と、「本出願」を「本判定請求」と、「出願品種の名称」を「判定対象品種」とする。

番 号
年 月 日

出願者 殿

農林水産省輸出・国際局知的財産課長

再試験（調査）の実施について

貴殿の出願に係る品種について、別記理由により再試験（調査）を実施しますのでお知らせします。なお、試験（調査）の実施内容については、別途通知いたします。

不明な点等がありましたら、以下の担当者まで御連絡をお願いします。

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室

電話 03（3502）8111（代表）

担当

（施行注意）

施行に当たっては、出願者別に該当する別紙を添付する。

番 号
年 月 日

出願者 殿

農林水産大臣

追加試験（調査）の実施について

別紙に記載する貴殿の出願品種について、別紙の理由により追加試験（調査）を行いますので通知します。なお、追加試験（調査）の実施内容については、別途通知します。不明な点等がありましたら、以下の担当者まで御連絡ください。

〒100-8950
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室
電話 03（3502）8111（代表）
担当

（施行注意）

施行に当たっては、出願者別に追加試験（調査）を実施する理由を記載した別紙を添付する。

番 号
年 月 日

出願者 殿

農林水産大臣

品種登録出願の拒絶理由の通知について

下記の品種登録出願は、下記 5 の拒絶理由により拒絶すべきものと認められるため、種苗法第 17 条第 2 項の規定により拒絶理由を通知します。

同項に基づき、出願者は 年 月 日までに（必着）意見書を提出することができます。意見書の様式は、種苗法施行規則別記様式第 7 号の様式によります（様式別添）。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 拒絶理由
 - (1) 拒絶理由及び該当する種苗法の条項
 - (2) 拒絶理由の説明

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号
農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 種苗室 宛

(施行注意)

- 1 意見書の提出期限は書面を送付する日（施行日）から 60 日後とする。
- 2 必要に応じて、調査データ、資料等を添付する。

番 号
年 月 日

出願者 殿

農林水産大臣

品種登録出願の審査再開の通知について

下記の品種登録出願について、 年 月 日付けで提出された意見書の内容を検討した結果、審査を再開することとしたので通知します。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

(施行注意)

年 月 日には、意見書に記載された日付を記載する。

出願者 殿

農林水産大臣

品種登録出願の拒絶について

下記の品種登録出願は、種苗法第 1 7 条第 1 項第 号に該当するため拒絶します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法に基づく取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には、取消しの訴えを提起することができません。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 拒絶理由
 - (1) 拒絶理由及び該当する種苗法の条項
 - (2) 拒絶理由の通知の年月日
 - (3) 拒絶理由の説明

(施行注意)

 は、種苗法第 1 7 条第 1 項の該当する号を記載する。

番 号
年 月 日

出願者 殿

農林水産省輸出・国際局知的財産課長

品種登録出願の取下げ（放棄）について

 年 月 日付けで提出された下記の品種登録出願の取下げ（放棄）については、その手続を完了したのでお知らせします。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 品種登録出願の取下日（放棄日）

（施行注意）

 年 月 日には、出願取下書または出願放棄書に記載された日付を記載する。

出願者 殿

農林水産大臣

出願品種に係る審査特性について

下記の品種登録出願について、品種登録をすることになりましたので、種苗法第17条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり、審査により特定した特性（以下「審査特性」といいます。）を通知します。

出願者は、同条第2項の規定に基づき、 年 月 日までに（必着）、審査特性の訂正を求めることができます。訂正を求める場合の様式は、種苗法施行規則別記様式第7の2の様式によります（様式別添）。

なお、 年 月 日までに訂正請求がない場合は、別紙の審査特性に基づき、品種登録することとなります。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

（施行注意）

- 1 審査特性の訂正請求書の提出期限は、書面を送付する日（施行日）から起算して30日後とする（送付日を算入する）。
- 2 特性表、区別性の概要、種苗法施行規則別記様式第7の2の様式を添付する。

出願者 殿

農林水産大臣

審査特性の訂正請求の拒絶について

 年 月 日付けで提出された審査特性の訂正請求書に係る訂正請求は、下記5の
おり種苗法（以下「法」といいます。）第17条の2第7項において準用する法第17
条第1項第2号に該当するため、拒絶します。

なお、本出願品種は、 年 月 日付け 第 号をもって通知をした審査特性に基
づき、品種登録されることとなります。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 拒絶理由
 - (1) 拒絶理由

 - (2) 拒絶理由の説明

(施行注意)

 年 月 日には、審査特性の訂正請求書に記載された日付を記載する。

出願者 殿

農林水産大臣

審査特性の訂正をした旨の通知について

年 月 日付けで貴殿から提出された審査特性の訂正請求書に係る訂正請求について、種苗法第17条の2第3項の規定に基づき、調査を行った結果、別紙のとおり審査特性を訂正することが相当であるため、同条第5項の規定に基づき、下記の出願品種について、審査特性の訂正をした旨を通知します。

なお、本出願品種は、訂正後の審査特性に基づき、品種登録されることとなります。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 訂正をした審査特性（調査結果の概要）

（施行注意）

別紙に訂正後の特性表を添付する。

出願者 殿

農林水産大臣

審査特性の訂正をしない旨の決定について

(訂正のための調査を行わないこととした場合)

年 月 日付けで貴殿から提出された審査特性の訂正請求書に係る訂正請求を検討した結果、明らかに当該求めに係る事実がないと認められるため、下記の出願品種については、訂正のための調査を行わず、審査特性の訂正をしない旨の決定をしたので、種苗法第17条の2第5項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

なお、本出願品種は、年 月 日付け 第 号をもって通知をした審査特性に基づき、品種登録されることとなります。

(調査の結果、審査特性を訂正しない旨の決定をした場合)

年 月 日付けで貴殿から提出された審査特性の訂正請求書に係る訂正請求について、種苗法第17条の2第3項の規定に基づき、調査を行いました。審査特性を訂正する理由があるとはいえないため、下記の出願品種については、審査特性の訂正をしない旨の決定をしたので、同条第5項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

なお、本出願品種は、年 月 日付け 第 号をもって通知をした審査特性に基づき、品種登録されることとなります。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

(訂正のための調査を行わないこととした場合)

- 5 訂正をしない理由 (訂正のための調査を行わないこととした理由)

(調査の結果、審査特性を訂正をしない旨の決定をした場合)

5 訂正をしない理由 (調査結果の概要)

(施行注意)

 年 月 日には、審査特性の訂正請求書に記載された日付を記載する。

出願者^{※2} 殿

農林水産大臣

種苗法による品種登録について

今般、下記の品種について品種登録をし、別添のとおり官報により公示したので、通知します。

つきましては、品種登録を維持するため、下記により登録料を納付していただくよう、お願いします。

記

1 品種登録された品種

登録番号：
農林水産植物の種類：
登録品種の名称：

2 第1年目の登録料の納付方法

(1) 納付方法

同封の納付書に、4,500円^{※3}分の収入印紙を貼って、別紙の「4 登録料納付先・問い合わせ先等」まで、書留類により郵送してください。

(2) 納付期限： 年 月 日(必着)^{※4}

(3) 期限までに登録料が納付されない場合には、品種登録が取り消されますので、期限を厳守してください(第1年目は、納付し忘れた場合の救済措置はありません。)

(4) 登録料は、複数年分を一括して納付することが可能です。その場合、納付書に第1年分～第〇年分と記載してください。

(5) 登録料を納付しない場合も、別紙の「4 登録料納付先・問い合わせ先等」に連絡してください。

3 第2年目以後の登録料の納付方法

別紙をご覧ください。

* ご不明な点がありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

(施行注意)

1 ※1は、施行年月日は官報掲載日とする。

2 ※2は、国関係登録者を除く。

3 ※3は、令和4年3月31日以前に出願された品種についてが、「6,000円」とする。

4 ※4は、公示の日から30日後の日付けとする。

5 別添として官報の写しを添付する。

第2年目以後の登録料の納付方法

1 登録料の各年分の額*

	金 額
第1年目～第9年目	毎年 4,500円
第10年目以後	毎年 30,000円

2 納付方法

(1) 納付方法

第1年目と同様に、納付書に必要な金額の収入印紙を貼って、4の登録料納付先まで、書留類等で郵送してください。

納付書は、同封のものをコピーしてお使いいただくか、品種登録ホームページからもダウンロードできます。

(2) 納付期限

各年の品種登録の日（例えば、令和2年6月1日に品種登録された場合には、第2年目の納付期限は令和3年6月1日となり、以後毎年、6月1日が納付期限となります。）

(3) 納付忘れの救済措置

① 2年目以降は、納付期限が経過した場合であっても、6か月以内であれば、登録料の2倍の額を納付することにより、品種登録を維持できます。

② 6か月の救済期間を経過しても登録料が納付されない場合には、品種登録が取り消され、(2)の本来の納付期限にさかのぼって育成者権は消滅します。

③ 納付期限は、権利者自らが責任を持って管理してください。

(4) 登録料を納付しない場合も、4の登録料納付先に連絡してください。

3 複数年分の一括納付

登録料は、複数年分を一括して納付することが可能です。その場合、納付書に第○年分～第○年分と記載してください。

4 登録料納付先・問い合わせ先等

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室

電話：03-3502-8111 内線4301

FAX：03-3502-6572

品種登録ホームページ：<http://www.hinsyu2.maff.go.jp/>

* 登録料の納付（着信）を確認されたい方は、品種登録納付書のコピーと宛名を書いた返信用の封筒に返信に必要な重量分の切手を貼って、同封してください。

(施行注意)

※は、令和4年3月31日以前に出願された品種については、以下の表のとおりとする。

	金 額
第1年目～第3年目	毎年 6,000円
第4年目～第6年目	毎年 9,000円
第7年目～第9年目	毎年 18,000円
第10年目以後	毎年 36,000円

出願者（国） 殿

農林水産大臣

種苗法による品種登録について

今般、下記の品種について品種登録をし、別添のとおり官報により公示したので、
通知します。

記

- 1 登 録 番 号 :
- 2 農林水産植物の種類 :
- 3 登 録 品 種 の 名 称 :

（施行注意）

- 1 ※1は、施行年月日は官報掲載日とする。
- 2 別添として官報の写しを添付する。

請求者 殿

農林水産大臣

判定の不実施について

下記の判定請求は、下記 5 の理由から、判定を実施しませんでしたのでお知らせします。

記

- 1 判定請求の番号
- 2 判定請求の年月日
- 3 判定に係る登録品種
品種登録の番号
農林水産植物の種類
登録品種の名称
- 4 判定の対象となる品種
- 5 判定不実施の理由

請求者 殿

農林水産大臣

判定請求の拒絶について

下記の判定請求は、下記5のとおり種苗法（以下「法」といいます。）第35条の2第4項において準用する法第17条第1項第2号に該当するため、拒絶します。

記

- 1 判定請求の番号
- 2 判定請求の年月日
- 3 判定に係る登録品種
品種登録の番号
農林水産植物の種類
登録品種の名称
- 4 判定の対象となる品種
- 5 拒絶理由
 - (1) 拒絶理由
 - (2) 拒絶理由の説明

番 号
年 月 日

請求者 殿

農林水産大臣

判定の結果について

種苗法第35条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり判定の結果を通知します。

記

- 1 判定請求の番号
- 2 判定請求の年月日
- 3 判定に係る登録品種
品種登録の番号
農林水産植物の種類
登録品種の名称
- 4 判定の対象となる品種
- 5 結論
- 6 理由

番 号
年 月 日

育成者権者 殿

農林水産大臣

判定の結果について

貴殿が育成者権を有する登録品種について、種苗法第 3 5 条の 3 第 1 項に基づき、下記のとおり、判定請求があったので、その結果を通知します。

記

- 1 判定請求の番号
- 2 判定請求の年月日
- 3 請求者
住所
氏名
- 4 判定に係る登録品種
登録番号
農林水産植物の種類
登録品種の名称
- 5 判定の対象となる品種
- 6 結論
- 7 理由

別記様式37

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事 殿

農林水産省輸出・国際局長

〇〇年度種別審査基準作成計画について

このことについて、別紙のとおり、計画を策定したので御了知の上、種別審査基準の作成に当たっての情報収集について御配慮願いたい。

別 紙

〇 〇 年 度 種 類 別 審 査 基 準 作 成 計 画

農林水産植物の種類	品種登録出願 の番号	出願品種の 名称	出願者の氏名 又は名称	作成期間